各社会福祉施設・事業所等の長 様

埼玉県福祉部長

県内社会福祉施設等における新型インフルエンザに伴う臨時休業等の目安について(通知)

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別の御努力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型インフルエンザについては、その予防及び対策に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

御案内のように、夏場にもかかわらず新型インフルエンザの感染者が増加しております。 すでに、県内の保育園等で臨時休業や登園自粛を実施した事例もあります。

臨時休業や利用自粛については、各施設長の判断によって行っているところですが、感染拡大防止の目安が必要との御意見もあることから、下記を参考に対応されるようお願いします。

今後とも、引き続き、利用者、職員の健康管理等に留意し、新型インフルエンザの予防、 感染拡大防止に努められるようお願いします。

記

- 1 当分の間は、通所系施設・事業所において、職員及び利用者においてインフルエンザA型陽性者の発生後7日以内に、その者を含め3名以上※が発生した場合は、保健所に相談の上、4日以上の臨時休業又は利用者への自粛要請を検討してください。なお、今回の新型インフルエンザについては、慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する方や妊娠中の方、乳幼児が重症化するリスクが高いと言われています。こうした利用者、職員等がいる施設・事業所にあっては、休業期間等を7日以上とするなどの配慮をお願いします。
 - ※ 保健所へ連絡する場合の人数は、従来どおり2名以上で変更はありません。
- 2 臨時休業の場合であっても、利用者の状況によりやむを得ない場合は、感染拡大防止 に十分注意をしたうえで、やむを得ない方については、サービスを継続することも併せて 検討してください。
- 3 臨時休業又は利用者への自粛要請を行った場合は、各所管課に御連絡ください。

4 臨時休業を行ったときの注意点や入所者、職員が感染した場合の注意点については、 平成21年6月19日付け厚生労働省5課事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する 社会福祉施設等の対応について【更新】」(平成21年6月24日付け社福第811号にて送 付)に示されていますので、参考としてください。